

平成 25 年 12 月 16 日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目 3 番 25 号  
A G S 株式会社  
代表取締役社長 小 川 修 一

## 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 25 年 11 月 15 日開催の取締役会において、平成 26 年 1 月 1 日（水曜日）を効力発生日として当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、当社は、平成 25 年 12 月 31 日（火曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式につき上記株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので、公告いたします。

なお、上記取締役会において、上記株式分割に伴い、平成 26 年 1 月 1 日（水曜日）を効力発生日として、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 16,000,000 株増加して 32,000,000 株に変更することを、併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

---

### お知らせ及びご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 26 年 2 月中旬頃にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。
- 平成 26 年 1 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
- 住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座のある証券会社等で手続をお願いいたします。